

「第311回 判例・事例研究会」

名誉を毀損されたことを理由とする不法行為に基づく
損害賠償請求を棄却した事例

日 時	令和元年9月25日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 服 部 毅

【判例】

事件の表示	事 件 名 損害賠償請求事件 平成28年(ワ)第3240号 判 決 平成30年1月11日判決
事案の概要	大学教授であったXが、Yに対し、「私が、大学大学院在学中にX教授からセクハラ・アカハラ被害を受けたことは事実であり」などと記載されたYの陳述書（以下「本件陳述書」という。）がYの了解の下にXと第三者との間の別件訴訟において書証として提出されたことにより、名誉を毀損されたなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案である。
論 点	Y が本件陳述書を作成し訴訟において書証として提出されることを了解したことが違法か

<p style="text-align: center;">判 旨</p>	<p>民事訴訟における陳述書が主尋問を一部代替又は補完する機能を有していることからすれば、その内容の真実性が要請されるものであることは疑いなく、作成者があえて内容が虚偽の陳述書を作成して実態の解明を阻害することが許されないことは、いうまでもない。しかしながら、陳述書が、訴訟を念頭に置いて作成されるものであって、作成者の法廷での供述内容を事前に相手方に明らかにする証拠開示機能（反対尋問権保障機能）を有していることを踏まえると、その真実性の要請のみを過度に重視すべきではない。</p> <p>すなわち、仮に、訴訟において書証として提出された陳述書に当事者等の社会的評価を低下させる事実や当事者等の名誉感情を害する事実が記載されている場合に、同事実が裁判所に認定されなかったときや同事実と相容れない事実が裁判所によって認定されたときに、当該陳述書を作成し訴訟において書証として提出する行為が直ちに違法と評価されるとすれば、陳述書の作成者は自己の認識にかかわらず裁判所によって認定されることが確実と思われる事実しか記載しなくなるため、陳述書の前記各機能が失われるとともに当事者の立証活動に大きな萎縮的効果が生じ、ひいては実態の解明を困難にするなど、民事訴訟の運営に支障を来す事態が容易に生じ得るといえる。</p> <p>そこで、当事者等の社会的評価を低下させる事実や当事者等の名誉感情を害する事実が記載された陳述書を作成し訴訟において書証として提出する行為は、作成者が陳述書記載の当該事実の内容が虚偽であることを認識しつつあえてこれを記載して行った場合に限り、違法性を帯びるといふべきである。</p>
<p style="text-align: center;">参考裁判例</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 東京地判平成 13 年 4 月 25 日判タ 1076 号 281 頁 ② 東京地判平成 14 年 12 月 17 日 LLI/DB 判例秘書登載 ③ 東京地判平成 16 年 11 月 18 日 LLI/DB 判例秘書登載 ④ 東京地判平成 17 年 3 月 25 日 LLI/DB 判例秘書登載 ⑤ 東京地判平成 18 年 3 月 20 日判タ 1244 号 240 頁 ⑥ 東京地判平成 19 年 7 月 20 日 LLI/DB 判例秘書登載 ⑦ 東京地判平成 27 年 10 月 30 日判時 2298 号 58 頁